

令和5年度第1回幕別町部活動地域移行検討委員会 次第

日 時 令和5年11月21日（火）

19時00分から

会 場 札幌コミュニティプラザ集会室1

1 開 会

2 委嘱状交付

3 教育長挨拶

4 自己紹介

5 委員長及び副委員長の選出

委員長：_____ 副委員長：_____

6 議 題

- (1) 「幕別町部活動地域移行検討委員会」について
- (2) 令和5年度町内中学校部活動加入状況
- (3) その他

7 閉 会

幕別町部活動地域移行検討委員会 委員名簿

	区 分	氏 名	備 考
1	関係学校の代表者	橋本 靖宏	幕別中学校（校長）
2	関係学校の代表者	久保 睦則	札内中学校（校長）
3	関係団体の代表者	小田 新紀	NPO 法人幕別札内スポーツクラブ （クラブコーディネーター）
4	関係団体の代表者	稗田 道也	十勝総合型スポーツクラブフーニ （理事長）
5	関係団体の代表者	高道 昭夫	幕別町スポーツ協会 （会長）
6	関係団体の代表者	小松 正直	幕別町スポーツ少年団本部 （本部長）
7	関係団体の代表者	川瀬 茂雄	幕別町軟式野球協会 （幹事）
8	関係団体の代表者	坂口惣一郎	幕別町バレーボール協会 （事務局長）
9	関係団体の代表者	沖田 道子	まくべつ混声合唱団 （団長）
10	教育委員会が必要と認める者	西山 修一	幕別清陵高等学校 （教諭）

任期 令和5年11月1日から令和7年10月31日まで（2年間）

教育委員会

	所 属	氏 名	備 考
1	教育長	菅野 勇次	
2	教育部長	川瀬 吉治	
3	教育部学校教育課長	西田 建司	事務局
4	教育部学校教育課学校教育係長	酒井 貴範	〃
5	教育部学校教育課学校教育係	小林 翔	〃
6	教育部学校教育課学校教育係推進員	喜多 敦	〃
7	教育部生涯学習課長	石田 晋一	
8	教育部生涯学習課社会体育係長	吉田 亨平	
9	教育部生涯学習課社会教育係長	勝又 淳	

(1) 「幕別町部活動地域移行検討委員会」について

1 設置趣旨

中学校の部活動については、少子化が進展する中、従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、その一方で、部活動の時間が長時間に及ぶことで、生徒が学業や余暇活動に割くことのできる時間を確保しにくくなってしまったり、教員が部活動終了後に勤務時間を大幅に超過して授業準備等を行わざるを得なくなってしまうと、その問題点について指摘されてまいりました。

平成31年には、中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきことが指摘され、これを踏まえ、国は、令和2年に、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針を示すなど、部活動改革に段階的に取り組んでまいりました。

昨年12月、スポーツ庁と文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定するとともに、都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会に対し、地域の実情等に応じて可能な限り早期に実現を目指すよう、通知を発出したところであります。

これを受け、本町といたしましても、本年度、町の附属機関として「幕別町部活動地域移行検討委員会」を設置し、部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に関することを所掌事務として、望ましい部活動の在り方や地域移行等について検討を行うこととしたところであります。

2 所掌事務等（幕別町附属機関設置条例（令和2年3月19日条例第11号））

(1) 所掌事務：部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に関する こと

※幕別町部活動地域移行検討委員会規則＜所掌事務＞

- ・部活動の地域移行に係る調査研究に関すること
- ・部活動の地域移行に係る仕組みづくりの検討に関すること
- ・上記のほか、部活動の地域移行に必要な事項に関すること

(2) 組織：委員長、副委員長、委員

(3) 委員の構成：関係学校の代表者、関係団体の代表者、教育委員会が必要と認める者

(4) 定数：10人以内

(5) 任期：2年

3 協議内容

本年3月、北海道教育委員会では、国のガイドラインが改革推進期間とする令和5年度から7年度までの3年間を計画期間として、道内において部活動の地域移行の取組が円滑に進むよう、「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を策定し、少子化の中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保に向けた北海道における具体的な取組とスケジュール、市町村の取組と実施のイメージなどについて記載しております。

本町におきましても、地域の実情に応じて取組を進めることが望ましいと考えますことから、国のガイドラインや道推進計画の地域移行に向けた取組を参考とするなど、具体的なスケジュールなどを定めた「幕別町部活動の地域移行に関する推進計画」の策定に向け、「幕別町部活動地域移行検討委員会」の中で協議し、ご意見などもいただきながら進めてまいりたいと考えております。

また、本年度の具体的な取組といたしましては、北海道の「部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣支援事業」を活用し、派遣されるアドバイザーから、国の部活動改革に関することや、先進事例等の紹介などの説明を受けるなど、部活動の在り方に関して、「幕別町部活動地域移行検討委員会」で共通理解を図ることを始めとし、本町の部活動地域移行の課題等を明確化するところまでを一定の目標として進めてまいりたいと考えております。

なお、協議の中では、当面の「休日だけの活動」で考えていくのではなく、将来を見据えて「平日も含めた活動」として考えるのはもちろん、委員の構成で、町内にあります「道立高等学校」の関係者も委員に加わっていただくこととし、「中学校の部活動地域移行」ではなく、「中学校の部活動改革」として、町内の中学校の部活動の移行のみではなく、小学校から高校までの一連の活動として考えることができないかなどの視点を持って、進めていきたいと考えているところであります。

※ 会議開催回数

令和5年度は、年2～3回程度、令和6年度は、年4回程度の開催を考えております。

※ アンケート調査の実施

令和5年度中に、町内小学校5・6年生の保護者、中学校生徒、保護者及び教職員を対象に実施する予定です。

(2) 令和５年度 町内中学校部活動加入状況について

	幕別中	糠内中	札内中	札内東中	忠類中	合計	備考
運動部	野球	④		⑪	⑪	④	30 合同
	サッカー			⑧	⑬		21 合同
	バスケットボール（男）			12	18		30
	バスケットボール（女）			8	9		17
	バレーボール			18	12	⑤	35 忠類・豊頃合同
	卓球	13		38	23	12	86
	テニス（男）	11		21			32
	テニス（女）	10		24	23		57
	陸上	18		50	3	1	72
	ソフトボール	①		⑬	④		21 合同
	アイスホッケー			②			2 合同
	スケート	2		12	7	5	26
	スキー					1	1
	バラエティー		8				8
	小計	59	8	220	123	28	438
文化部	吹奏楽	9		24	21		54
	総合文化			27			27
	パソコン				31		31
	小計	9	0	51	52	0	112
（引率のみ） その他	バドミントン	1			1		2
	柔道			1			1
	剣道			1	2		3
	水泳			1			1
	フィギュア				1		1
	小計	1	0	3	4	0	8
合計		69	8	274	179	28	558

生徒数 83 11 332 229 33 688 ※R5. 5. 1現在

全体加入率 83. 1% 72. 7% 82. 5% 78. 2% 84. 8% 81. 1%

※ 町内中学校の部活動の状況

本年度の町内５校の部活動数合計は、運動部が単独、合同合計３０、文化部が５で、合計３５となっています。また、その他、大会引率のみの運動系が７となっています。

学校や地域によっては、合同チームを編成しなければならない状況にあり、現在、五つの競技が合同チームを編成していますが、どの学校でも、卓球やテニス、陸上などの個人競技に部活動加入者が偏り、団体競技の部活動加入者に減少傾向が見られ、従前と同様の体制で運営することは難しくなっていると考えています。

	運動部	文化部	大会引率のみ	合計
幕別中学校	5	1	1	7
糠内中学校	1			1
札内中学校	8	2	3	13
札内東中学校	7	2	3	12
忠類中学校	4			4
合同	5			5
合計	30	5	7	42

※合同

野球：幕中、札中、東中、忠中 サッカー：札中、東中 バレー：忠中（豊頃中）
ソフトボール：幕中、札中、東中 アイスホッケー：札中（管内中学校）

参 考

○ 幕別町附属機関設置条例（令和 2 年 3 月 19 日条例第 11 号）

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく町の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第 2 条 町の執行機関は、別表の執行機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（所掌事務）

第 3 条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第 4 条 附属機関は、それぞれ別表の定数の欄に掲げる定数の委員をもって構成し、附属機関の組織は、それぞれ別表の組織の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第 5 条 会長、委員長又はこれに相当する職（以下「会長等」という。）及び副会長、副委員長又はこれに相当する職（以下「副会長等」という。）は、特別の定めがある場合を除き、委員の互選によるものとする。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、町の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 16 日条例第 3 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 9 日条例第 3 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）※抜粋

附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期
幕別町部活動地域移行検討委員会	部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に関すること。	委員長 副委員長 委員	関係学校の代表者 関係団体の代表者 教育委員会が必要と認める者	10 人以内	2 年

○ 幕別町部活動地域移行検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、幕別町附属機関設置条例（令和2年条例第11号）に基づき、幕別町部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 部活動の地域移行に係る調査研究に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりの検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に必要な事項に関すること。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。